北海道農業近代化資金取扱要領

制　　定　昭和 37 年 2 月 19 日農経第 405 号北海道知事通達
最終改正　令和８年(2026 年)４月８日経営第 78 号北海道農政部長通知

第１　趣旨

農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の取扱いについては、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号。以下「法」という。）、農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）、北海道農業経営改善関係資金取扱要領（平成 14 年 10 月 31 日付け農経第 1601 号北海道農政部長通知。以下「基本要領」という。）及び北海道農業近代化資金利子補給規則（昭和 37 年北海道規則第 12 号。以下「規則」という。）並びに農業近代化資金利子補給契約書（以下「契約」という。）の定めるところによるほか、この要領の定めるところによる。

第２　貸付条件

１　貸付対象者

貸付対象者は、次に掲げる者とする。

（１）農業（畜産業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者

ア　次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

（ア）農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第１項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第２条の５に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第３条第１項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。）

（イ）前記（ア）の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ　認定新規就農者(農業経営基盤強化促進法第 14 条の５第１項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）

ウ　農業経営基盤強化促進法第 19 条第１項に規定する地域計画のうち目標地図(同条第３項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第 12 条第１項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成 18 年法律第 88 号）第２条第４項第１号ハに定める組織、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第６条第１項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）

エ　次に掲げる要件のすべてを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という）であって、次の（ア）、（イ）及び（エ）に掲げる要件を満たす者を含む。）

（ア）農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が 200 万円以上（法人にあっては 1,000 万円以上）であること。

（イ）主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第２条第３項第２号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。

（ウ）個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

（エ）簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）。

オ　原則として５年以内に、アの（ア）となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を２期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

カ　アの（ア）、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者（家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。）

キ　次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）

（ア）農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）

ａ　代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有していること

（ａ）事項

・　団体の目的
・　団体の意思決定の機関及びその決定の方法
・　構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
・　会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

（ｂ）基準

・　代表者の選任の手続を明らかにしていること。
・　農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
・　団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
・　構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
・　会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

ｂ　一元的に経理を行っていること

ｃ　原則として５年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること

ｄ　農用地の利用の集積の目標を定めていること

ｅ　主たる従事者が目標農業所得額を定めていること

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

（イ）集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）

ク　集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの（ア）及びイからカまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、キの（ア）のａに定める事項及び基準に従った規約を有しているもの

（２）農業協同組合であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの

ア　法令違反や不祥事がないこと。

イ　国及び道の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合

法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 19 条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ　農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ　営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

オ　信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）

カ　全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ　組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

（３）農業協同組合連合会であって、（２）のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの

（４）農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人（農業を営む者を除く。）であって、次に掲げるもの

ア　農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第１項第２号の事業を行うものを除く。）

イ　農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ　土地改良区及び土地改良区連合

エ　農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、規則第２条の表の農業近代化資金の種類の欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

オ　農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に関する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

カ　農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 575 条第１項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての

議決権を除き、会社法第 879 条第３項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの

キ　法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、（１）のキの（ア）のａの（ａ）に定める事項について、（１）のキの（ア）のａの（ｂ）に定める基準に従った規約を有しているもの（（１）のキの（ア）及びクに該当するものを除く。）

２　融資機関

この要領において「融資機関」とは、次に掲げるもののうち、規則に基づいて道と契約を締結したものをいう。

（１）農業協同組合法第 10 条第１項第２号の事業を行う農業協同組合（以下「農協」という。）

（２）北海道信用農業協同組合連合会（以下「信連」という。）

（３）全国共済農業協同組合連合会北海道本部（以下「共済連」という。）

（４）農林中央金庫札幌支店（以下「中金」という。）

（５）銀行

（６）株式会社商工組合中央金庫（以下「商工中金」という。）

（７）信用金庫及び信用金庫連合会（以下「信金等」という。）

（８）信用協同組合並びに中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第９条の９第１項第１号及び第２号の事業を併せて行う協同組合連合会（以下「信用組合等」という。）

３　資金使途

資金の使途は次のとおりとし、詳細は別表１のとおりとする。

（１）建構築物等造成資金

（２）果樹等植栽育成資金

（３）家畜購入育成資金

（４）小土地改良資金

（５）長期運転資金

（６）農村環境整備資金

（７）大臣特認資金

４　償還期限及び据置期間

償還期限及び据置期間は、別表２のとおりとする。

５　運用基準

運用基準は、別表３のとおりとする。

６　貸付限度額

貸付限度額は、別表４のとおりとする。

７　貸付方法

（１）貸付けの方法は、証書貸付とし、３に掲げる資金の２以上の種類の資金を同時に貸し付ける場合は、１枚の借用証書をもって行うこと（以下「セット融資」という。）ができるものとする。

（２）セット融資の場合の貸付金の償還期限及び据置期間は、該当する貸付金の種類（３の（６）に掲げる資金を除く。）ごとの償還期限及び据置期間のうち最も長いものに係る当該期間とするものとする。

ただし、償還の方法を元本均等償還とする場合は、資金の種類ごとの貸付額を重みとする加重平均により算出される数値の端数を切り上げた期限とすることができる。

8　償還方法

（1）償還方法については、原則として各年元本均等償還とし、各年の均等償還額は万円単位として端数を生じたときは、初年度償還額に加算するものとする。

（2）各年の償還期日は、原則として別表5の償還期日によるものとする。

9　貸付利率

貸付利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1182号（法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

10　融資率

（1）融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設等の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費（直接的現金支出額に限る。以下「事業費」という。）の額の100分の80以内とし、1万円未満は切り捨てるものとする。

ただし、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要止むを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

なお、このただし書きによる措置は、近代化資金を借り入れようとする者の自己資金調達能力等を勘案の上、真にそのものが必要とする資金の貸付けが行われるように実情に即して適用するものとし、この場合において、当該借入れに係る事業についての所要経費との関連のみに捕らわれることなく経営資金（運転資金）の必要額との関連をも考慮し、一律的な取扱いをすることによって本資金融通の真の効果が減殺されることとならないよう的確な運用を期する。

また、知事が特に認める場合とは、当該事業が農業者等の経営の近代化に極めて緊要であり、かつ、自己資金が不足することのため関連施設の一部を割愛し、又は、施設を適正規模よりも縮小することとなり、この結果、関連施設全体の効率が著しく低下するおそれがあるなどの真にやむを得ない場合に限るものとする。

（2）（1）で定める融資率を超えて貸し付ける場合の手続は、次のとおりとする。

ア　当初から100分の80を超える場合

融資機関は、事業費の100分の80を超えて貸し付けることを特に必要とする理由を具体的に記載した別に定める様式類集の借入手続書類(以下「様式類集」という。)による理由書を利子補給承認申請書に添付するものとする。

イ　事業実施の結果、100分の80を超えることとなった場合

第11の3の規定によるものとする。

（3）認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合等（別表1の7の特認資金のア及びイに掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、（1）及び（2）にかかわらず、100分の100以内とする。

（4）集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合（別表1の7の特認資金のア及びイに掲げる資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、（1）及び（2）にかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が、3,600万円に達するまでに限り、適用するものとする。

第３　資金の区分

近代化資金は、次のとおり区分して取り扱うものとする。

（１）個人施設資金

（２）以外の資金

（２）共同利用施設資金

第２の１の（２）から（４）に掲げるもの（以下「農協等」という。）に貸し付けられる資金

第４　利子補給に関する事務の取扱い

道の利子補給（以下「利子補給」という。）の承諾等に関する事務は、次の区分により取り扱うものとする。

（１）本庁で取り扱うもの

第２の１の貸付対象者のうち、その者の事業区域が２以上の振興局等の所管区域にまたがっているものであって、その最も大きな事業区域の存する振興局等における事業区域が全体の事業区域の過半を占めないものなど振興局等で取り扱うことが適当でないもの

（２）振興局等で取り扱うもの

（１）以外のもの（貸付対象者の事業区域が２以上の振興局等の所管区域にまたがっている場合は、原則として、その最も大きな事業区域の存する振興局等が取り扱うものとする。）

第５　資金需要額の調査

道の本庁及び総合振興局又は振興局（以下、「総合振興局又は振興局」は、「振興局等」という。）は、別に定める農業関係制度資金需要額調査実施要領に基づき、毎年、需要額を調査することとし、必要に応じ近代化資金の部分について、当該調査の補足を行うものとする。

第６　融資枠等の通知

１　本庁は、毎年度予算の範囲内で、第５の資金需要額調査等を踏まえて、振興局等に対し、振興局等の取扱いに係る融資枠を通知するものとする。

２　本庁は、１により融資枠等を通知したときは、信連及び北海道農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

第７　振興局等における利子補給承諾事務の取扱い

１　利子補給承諾予定額の通知

（１）振興局等は、本庁から振興局等の取扱いに係る融資枠の通知を受けたときは、第５の資金需要額の調査において需要額の報告があった農協、信連支所、共済連支所、中金、銀行、商工中金、信用組合等（以下「農協等融資機関」という。）に対し、当該農協等融資機関に係る利子補給承諾予定額又は振興局等の取扱いに係る融資枠を通知し、その旨該当市町村及び信連支所（会員たる農協から需要額の報告があった場合に限る。）に通知するものとする。

（２）（１）の通知を受けた農協等融資機関は、融資を行うことが適当と認めた者に対し、資金を必要とする時期を考慮し、十分余裕を持って借入手続を行うよう指導するものとする。

２　個人施設資金の取扱い

（１）借入手続

第２の１の（１）に掲げる者が借り入れる場合の借入申込手続については、基本要領によるものとする。

ただし、別表１の７の特認資金のア及びイに掲げる資金を借り入れる場合の借入申込手続については、基本要領にかかわらず、様式類集の定めによる借入申込書を農協等融資機関に提出するものとする。

（２）利子補給承諾手続

ア　（１）により借入れの申込みを受けた農協等融資機関は、当該借入申込書類の内容を審査し、融資することを適当と認めたものについて、様式類集の定めによる利子補給承認申請書を作成し、当該借入申込書を添えて振興局等に提出するものとする。

なお、当該農協等融資機関は、利子補給承認申請（別表１の７の特認資金のア及びイに掲げる資金を借り入れる場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ基本要領第３の定めによる借入申込希望書兼経営改善資金計画書の写しを振興局等に提出するものとする。

イ　振興局等は、「特別融資制度推進会議設置要綱」（平成 13 年９月 12 日付け農林水産事務次官依命通知、以下「設置要綱」という。）に基づき各市町村に設置された推進会議が資金の貸付けの認定等に関する事務を融資機関に委任している場合は、その審査結果、慎重な審議を必要として推進会議が協議した場合は、その協議結果を踏まえるとともに、次の事項について審査を行い、利子補給の承諾の適否を決定し、当該農協等融資機関に様式類集の定めによる利子補給承諾書（以下「承諾書」という。）を交付するとともに、その旨を本庁に当該承諾書の写しを添えて通知するものとする。

（ア）借入申込者が第２の１の（１）に掲げる貸付対象者の要件に適合するものであること。

（イ）当該資金の対象となる事業が振興局等管内及び当該地域の農業振興計画等に適合していること。

（ウ）借入申込者の農業経営の近代化が促進され、その者の農業所得の向上が見込まれること。

（エ）事業計画、資金計画、借り入れようとする資金の金額及び償還計画等が妥当であり、かつ、第２の４から６及び９の貸付条件に適合していること。

（オ）借入申込者に事業の実施に対する意欲及び経営管理能力があること。

（カ）法令、規則等で許可等を要する事業等にあっては、その見通しが確実であること。

（３）知事特認貸付限度額の適用

振興局等は、（２）のアにより農協等融資機関から利子補給承認申請があった案件のうち、別表４の１の（２）の適用を希望するものとして申請のあった案件については、（２）のイの規定による審査のほか、借入申込者の経営規模や基本要領第４の融資機関の役割分担等を勘案の上、利子補給の承諾を行うものとする。

３　共同利用施設資金の取扱い

（１）借入手続

ア　第２の１の（２）から（４）に掲げる者が借り入れる場合は、基本要領にかかわらず、様式類集の定めによる借入申込書を農協等融資機関に提出するものとする。

イ　アにより借入れの申込みを受けた農協等融資機関は、借入申込書類の内容を審査し、融資することを適当と認めたものについて、借入通算残高が 15 億円を超えることとなり、法第２条第３項第１号の規定により農林水産大臣（以下「大臣」

という。）の承認を必要とするもの（以下「共同特認案件」という。）と、借入通算残高が15億円以下のものとに分類して、様式類集の定めによる限度額承認申請書（共同特認案件に限る。）及び利子補給承認申請書を作成し、借入申込書の写しを添えて振興局等に提出するものとする。

なお、農協等融資機関は、基金協会の債務保証を必要とするものについては、基金協会の定めた債務保証手続に基づき、借入申込者が作成した債務保証委託申込書（借入申込書を添付したもの）を基金協会に提出するものとする。

（２）共同特認案件に係る手続

ア　振興局等は、（１）のイにより共同特認案件に係る申請書類の提出を受けたときは、次の事項を審査の上、適当と認めた場合は、様式類集の定めによる限度額承認申請書に借入申込書の写し及び借入事業計画に対する意見書を添えて本庁に提出するものとする。

（ア）借入申込者が第２の１の（２）から（４）に掲げる貸付対象者の要件に適合するものであること。

（イ）当該資金の借入れにより実施する事業が、借入申込者の直接若しくは間接の構成員又は出資者の農業経営の近代化に資するものであること。

（ウ）当該資金の対象となる事業が振興局等管内及び当該地域の農業振興計画等に適合していること。

（エ）事業計画、資金計画、借り入れようとする資金の金額及び償還計画等が妥当であり、かつ、第２の４から６及び９の貸付条件に適合していること。

イ　本庁は、アの書類の提出を受けたときは、事業内容を審査の上、適当と認めた場合は、法第２条第３項第１号の規定に基づき意見を付して、大臣に提出するものとする。

ウ　イにより大臣に提出した案件について、（１）のイにより限度額承認申請書を提出した農協等融資機関に対し、大臣から承認の通知があったときは、本庁は、その旨を振興局等に通知するものとする。

（３）利子補給承諾手続

振興局等は、共同特認案件にあっては（２）のウによる通知を行った後、その他の案件にあっては（２）のアの（ア）から（エ）の事項について審査の上、利子補給の承諾の適否を決定し、当該農協等融資機関に承諾書を交付するとともに、その旨を本庁に承諾書の写しを添えて通知するものとする。

４　事前着工手続

天災等、借入申込者本人の責任によらない真にやむを得ない事由がある場合は事前着工を認めるものとする。この場合、融資機関は振興局等に事前に相談した上で借入申込者から借入申込書を提出させ、その提出日以後に様式類集の定めによる事前着工届を提出させるものとする。

第８　本庁における利子補給承諾事務の取扱い

１　借入手続

（１）借入れの申込みについては、第７の２の（１）及び３の（１）のアの規定を準用するものとする。この場合において、「農協等融資機関」とあるのは「信連等融資機関」と読み替えるものとする。

（２）（１）による借入れの申込みを受けた信連等融資機関による利子補給承認申請等の手続については、第７の３の（１）のイの規定を準用するものとする。この場合において、「農協等融資機関」とあるのは「信連等融資機関」と、「振興局等」とあるのは「本庁」と読み替えるものとする。

２　共同特認案件に係る手続

１の（２）により共同特認案件に係る申請書類の提出を受けた場合の本庁の手続については、第７の３の（２）のイの規定を準用するものとする。

３　利子補給承諾手続

共同特認案件にあっては、２において準用する第７の３の（２）のイにより大臣に提出した案件について、１の（１）において準用する第７の３の（１）のイにより限度額承認申請書を提出した信連等融資機関に対し、大臣から承認の通知があった後、その他の案件にあっては第７の３の（２）のアの（ア）から（エ）の事項について審査の上、利子補給の承諾の適否を決定し、当該信連等融資機関に承諾書を交付する。

４　事前着工手続

天災等、借入申込者本人の責任によらない真にやむを得ない事由がある場合は事前着工を認めるものとする。この場合、融資機関は振興局等に事前に相談した上で借入申込者から借入申込書を提出させ、その提出日以後に様式類集の定めによる事前着工届を提出させるものとする。

第９　利子補給変更承認申請及び利子補給変更承諾手続等

１　第７又は第８により道から利子補給の承諾を受けた融資機関は、当該承諾を受けた案件について、次の（１）から（４）に掲げる事項に該当して貸し付け、又は引き続き利子補給を受けようとする場合は、道の利子補給変更の承認を受けるものとする。

（１）離農、法人の解散等やむを得ない理由により、当該資金を借り受けた者（以下「借受者」という。）が、当該資金により改良、造成、復旧又は取得した施設等及びその借入残高を他の第２の１に掲げる者が継承しようとする場合（ただし、法人成り、後継者への経営移譲等の通常の経営継承と考えられるものについては、この限りではない。この場合は、農業関係制度資金電算事務の取扱い（平成元年 10 月 16 日付け農経第 1209 号北海道農政部長通知。以下「電算事務取」という。）に基づく貸付実行（修正）報告書により道に報告するものとする。）

（２）利子補給の承諾を受けた貸付金額を超えて貸付金額を変更しようとする場合（ただし、当該利子補給承諾を受けた案件に係る資金の貸付けが未実行の場合に限る。）

（３）利子補給の承諾を受けた貸付金の償還期限及び据置期間を延長しようとする場合

（４）規則又はこの要領の改正若しくは第２の９の規定により定められる貸付利率の変更に伴って、利子補給の承諾の内容を変更しようとする場合（ただし、当該利子補給承諾を受けた案件に係る資金の貸付けが未実行の場合に限る。）

２　利子補給変更の承認の申請及び承諾の手続については、第７及び第８の規定に準ずるほか、次のとおりとする。

（１）振興局等における承諾事務の取扱い

ア　個人施設資金

（ア）利子補給の変更の承認を受けようとする農協等融資機関は、様式類集の定めによる利子補給変更承認申請書を振興局等に提出するものとする。

（イ）（ア）により変更承認申請書の提出を受けた振興局等は、当該申請書の内容を審査し、当該変更承諾の適否の決定を行い、様式類集の定めによる利子補給変更承諾書（以下「変更承諾書」という。）を当該農協等融資機関に交付するとともに､その旨を本庁に当該変更承諾書の写しを添えて通知するものとする。

イ　共同利用施設資金

（ア）共同特認案件

ａ　利子補給変更の承認申請の手続については、アの（ア）の規定に準ずるものとする。

b　aにより変更承認申請書の提出を受けた振興局等は、当該申請書の内容を審査の上、その写しを本庁に提出し、本庁からの当該変更承認に関する通知に基づき、当該変更承認の適否の決定を行い、変更承諾書を当該農協等融資機関に交付するとともに、その旨を本庁に変更承諾書の写しを添えて通知するものとする。

（イ）その他の案件

アの規定に準ずるものとする。

（２）本庁における承諾事務の取扱い

（１）の規定に準ずるものとする。この場合において、「農協等融資機関」とあるのは「信連等融資機関」と、「振興局等」とあるのは「本庁」と読み替えるものとする。

第 10　貸付けの実行

１　利子補給の承諾（利子補給の変更の承諾を含む。以下同じ。）を受けた融資機関は、承諾書の交付を受けた日（承諾書において利子補給の始期を指定したときは、その日）から３箇月以内に借入申込者に当該利子補給承諾に係る貸付け（分割貸付にあっては、第一回目の貸付け）をしなければならないものとする。ただし、利子補給承認申請時点で貸付予定日が３箇月を超えることが明らかな場合は、当該貸付予定日までとする。

なお、特別の理由により、３箇月以内又は利子補給承諾書に記載された貸付予定日までに当該資金の貸付けができないときは、様式類集の定めによる貸付時期延期報告書を、貸付けを中止したときは、同じく貸付中止報告書を、当該３箇月を超える日又は承諾に係る貸付予定日までに、第４の区分により振興局等又は本庁に提出するものとする。

２　利子補給の承諾を受けた融資機関は、当該承諾を受けた案件に係る工事等の着工時期、必要資金量及び事業計画達成の確実性並びに必要な行政庁の許可等の取得状況を確認の上、借入申込者が事業費の支払いを行う日に当該事業に係る資金の貸付けを実行するものとし、当該資金の貸付実行後において、当該貸付けに係る資金を留保することがないようにするものとする。

ただし、第２の３の（１）から（５）及び（７）の資金に係る事業等のうち、貸付実行後、事業の進捗状況に応じて借受者に資金を使用させることが適当であると認める事業等については、当該融資機関に貸付留保勘定（以下「特別勘定」という。）を設けて当該貸付けに係る資金を留保できるものとし、その留保期間は６箇月を超えないものとする。

なお、特別の理由により、留保期間中に事業等が完了しないと認められるときは、借受者からあらかじめその理由を附した様式類集の定めによる事業完了延期届（留保期間の延長は貸付実行後９箇月以内（ただし、第２の３の（２）、（３）及び（５）の資金うち、育成に関する資金についての留保期間の延長は、貸付実行後 12 箇月以内）に限る。）を提出させて、第４の区分により振興局等又は本庁に報告するものとする。

３　利子補給の承諾を受けた融資機関は、当該利子補給承諾に係る貸付金が目的外に使用されることを防止するため、貸付実行の日（２により貸付金の留保を認めた場合は、特別勘定から払出しの都度）に、事業実施に必要な資金の額等を請求書等関係書類により確認の上、借受者に対し、当該資金の払出しを行うものとする。

４　貸付けの対象とする事業に係る資金の受入れ及び払出しについては、クミカン制度等による組合員勘定をもって行わないものとする。

第 11　事業実施状況の確認

1　第 10 により貸付けを行った融資機関（以下「貸付実行融資機関」という。）は、借受者の当該貸付金に係る事業の進捗状況を常に把握し、当該事業の完了後速やかに様式類集の定めによる借入事業実施状況（確認）調書を借受者から提出させて、当該実施した事業の内容及び当該貸付金の使途を十分確認の上、同調書の融資機関記載欄を整備しておくものとし、四半期ごとにその写しを取りまとめ、第４の区分により振興局等又は本庁に提出するとともに、事業費の支出に係る証拠書類等関係書類とともに、少なくとも、事業完了年度の翌年度から５年間、整理保存するものとする。

2　振興局等は、適正な貸付けが行われるよう、毎年度、当該資金に係る融資状況調査を計画的（抽出）に実施し、この調査結果により不適正な貸付けの事実が明らかとなり、利子補給金の返還措置を要すると認められたときは、速やかに本庁に報告するほか、毎年４月から３月までの調査結果を、翌年度の４月 15 日までに様式類集の定めによる融資状況結果報告書により本庁に報告するものとする。

3　貸付実行融資機関は、１により事業実施状況を確認した結果、当該事業費のうち、貸付けの対象となる部分が利子補給承認申請書に記載された事業費を下回り、融資率が 100 分の 80（第２の 10 の（１）の規定により 100 分の 80 を超える融資率を適用することとされている場合は、その率）を超えることとなる場合は、原則として当該超過貸付金部分については、直ちに利子補給の対象から除外するものとする。

ただし、貸付実行以前に確認できた場合は、融資率を 80%以内として貸し付けるものとする。

なお、この場合、当該融資機関は借受者が当該資金を借り入れた後、予期し得なかった理由により自己資金に不足を来したなど、借受者の経営状況からみて、当該超過貸付金部分についても融資することがやむを得ないと認められ､第２の 10 のただし書きによる措置を適用することが適当と認めたときは、融資率超過貸付協議書に１により借受者から提出のあった借入実施状況（確認）調書を添えて、事業完了後直ちに、第４の区分により振興局等又は本庁に提出して協議するものとする。

この場合において、当該協議を受けた振興局等又は本庁は、当該協議書等の内容を審査の上、第２の 10 のただし書きによる措置の適用の適否を決定し、当該融資機関に対し通知するものとする。

第 12　貸付状況一覧表の備え置き

貸付実行融資機関は、電算事務取扱に基づき道から送付された貸付内容一覧表を備え置くものとする。

第 13　利子補給金の交付

利子補給金の交付は、規則及び契約に基づき行うものとするが、利子補給金の交付の請求は、様式類集の定めによる請求書により行うものとする。

なお、信連の会員である融資機関は、利子補給金の請求及び受領に関する権限を信連に委任できるものとし、委任する場合には、様式類集の定めによる委任状及び確認報告書を振興局等を経由し、本庁に提出するものとする。

第 14　その他

1　その他の制度資金との協調融資

同一融資対象物件について、近代化資金と株式会社日本政策金融公庫資金とを併せて貸し付けること（協調融資）は行わないものとする。

2　補助金等との関係

（1）国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。この場合において、第２の 10 の融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。

（2）近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てるものとする。

3　融資機関の変更

（1）近代化資金の借受者（貸付けが未実行の場合を含む。）が、次の理由により取扱融資機関を変更する必要が生じ、これを知事が承認したときは、知事は、当該資金の貸付けを継承した融資機関に対し、利子補給を行うものとする。

ア　第２の１の（１）に該当する借受者が住所等を移転し、引き続き農業を営む場合

イ　利子補給の承諾を受けた融資機関が解散し、又は特別な事情により利子補給の承諾を受けた融資機関において、当該融資の実行が困難となった場合

ウ　利子補給の承諾を受けた融資機関の事業の一部の他の融資機関による吸収に伴い、他の融資機関が当該利子補給の承諾を受けた近代化資金の貸付けに係る業務を行うこととなった場合

エ　その他特別な理由がある場合

（2）（１）の規定により取扱融資機関の変更の必要が生じたときの変更事務手続は、次のとおりとする。

ただし、農協合併に伴う場合は、農協法第 68 条において、旧農協の契約関係等の権利義務は合併後の新農協が承継することとされているので、変更の事務手続は不要とするものとする。

ア　変更前の融資機関（以下「旧融資機関」という。）及び変更後の融資機関（以下「新融資機関」という。）は、当該借受者の借入状況を審査し、本資金の継承について協議をするものとする。

イ　アの規定による協議が成立した旧融資機関及び新融資機関は、連名をもって、様式類集の定めによる融資機関変更承認申請書及び継承に係る貸付状況調書を振興局等（第８の規定に基づき本庁において利子補給承諾を行ったものは本庁。以下同じ。）に提出するものとする。

ウ　イにより融資機関変更承認申請書の提出を受けた振興局等は、当該申請書等の内容を審査の上、当該変更を行うことが適当と認めた場合は、様式類集の定めによる融資機関変更承認書を、旧融資機関及び新融資機関に通知するものとする。

エ　ウの通知を受けた旧融資機関及び新融資機関は、様式類集の定めによる継承に関する契約（例）に準じ、速やかに当該継承に関する契約を締結するものとする。

オ　エの規定に基づき契約を締結した旧融資機関及び新融資機関は、様式類集の定めによる継承に伴う利子補給対象残高報告書に当該契約書の写しを添えて振興局等に提出するものとする。

カ　オにより残高報告書等の提出を受けた振興局等は、当該報告書及び契約書の内容を確認の上、これらの写しを本庁に提出するものとする。

4　融資機関等における事業完了後の善良な管理義務

（1）貸付実行融資機関は、借受者が貸付けの対象となっている施設等を当該資金の償還完了前において、借入れの目的に反して使用し、譲渡し、又は貸付け等をしよう

とした場合は、その事実を確認し、直ちに利子補給金の交付対象から除外するものとする。

（２）借受者は、貸付けの対象となっている施設等について、当該資金の償還完了前に、次の事項に該当する変更を行おうとする場合は、様式類集の定めによる借入内容変更申出書を貸付実行融資機関に提出し、提出を受けた融資機関は、その事実を確認し、速やかに同定めによる借入内容変更協議書を振興局等に提出し、その指示を受けるものとする。

ア　建物、構築物については、棟数、構造及び規模の変更

イ　農機具については、銘柄、能力及び台数の変更

ウ　果樹等、花き・花木及び特定永年性作物の植栽若しくは育成、耕地防風林の造成、農地若しくは牧野の改良若しくは造成又は内水面養殖施設については、対象となる面積の変更

エ　家畜の購入又は育成については、対象となる頭羽数の変更

オ　その他アからエに準ずる内容の変更

５　地方税法の特例

農業協同組合等が、法第２条第３項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋及び機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。

（１）不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が２分の１を超える場合にあっては２分の１）を乗じて得た額を価格から控除することとされている。（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 11 条第 10 項及び地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）附則第７条第 13 項及び 14 項）

（２）固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人（農業協同組合法第 72 条の 10 第１項第１号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。）が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置（１台又は１基の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。）が 330 万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から３年度間に限り当該機械及び装置の価格の２分の１の額とすることとされている。（地方税法附則第 15 条第 33 項及び地方税法施行令附則第 11 条第 37 項から第 39 項まで）

ただし、平成 16 年４月１日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成 17 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 16 年３月 31 日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価額が 290 万円以上（平成 14 年３月 31 日以前に取得されたものにあっては 260 万円以上）のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている。（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 108 号）附則第４条第４項）

（３）事業所税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は近代化資金の貸付けを受けて設置されるもので保管、加工若しくは流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課すことができないこととされている。（地方税法第 701 条の 34 第３項第 12 号、地方税法施行令第 56 条の 28 及び地方税法施行規則第 24 条の４）

６　その他

（１）第２の９に規定する貸付利率を０％に引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を 2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成 28 年１月 20 日付け 27 経営第 2598 号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年４月６日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成 24 年４月６日付け 23 経営第 3536 号農林水産事務次官依命通知）に定めるところによる。

（２）融資機関は、近代化資金の借入申込みがあったときは、その借入申込者の農業経営の近代化を達成するため、基本要領により近代化資金の融通が行われる場合は基本要領の規定に基づき、その他の場合は設置要綱に基づき設置された推進会議とも連携して、当該借入申込者に対し、近代化資金の適正な融通と経営の近代化の達成を図るために必要な指導を行うものとする。

また、融資機関等は借入希望者が認定新規就農者の場合は、設置要綱に基づき設置された推進会議と連携して、「北海道認定就農者総合融資制度取扱要領」（平成 13 年２月１日付け農経第 2998 号北海道農政部長通知）に基づき、認定就農計画達成のための適切な指導の実施に努めるものとする。

（３）融資機関及びその他の関係機関は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）その他個人情報の保護に関する規定に基づき、本資金に係る申込書等の個人情報について、適正に取り扱うものとする。

附　則　（改正平成 31 年 4 月 26 日付け経営第 192 号）

１　この通知は、平成 31 年 4 月 26 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

２　この通知の適用前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附　則　（改正令和２年(2020 年)６月３日付け経営第 382 号）

１　この通知は、令和２年(2020 年)６月３日から施行し、令和２年(2020 年)4 月 1 日から適用する。

２　この通知の適用前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附　則　（改正令和２年(2020 年)10 月 30 日付け経営第 1114 号）

１　この通知は、令和２年(2020 年)10 月 30 日から施行し、令和２年(2020 年)９月 30 日から適用する。

２　この通知の適用前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附　則　（改正令和３年(2021 年)４月 27 日付け経営第 157 号）

1　この通知は、令和３年(2021 年)４月 27 日から施行し、令和３年(2021 年)4 月 1 日から適用する。

2　この通知の適用前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附　則　（改正令和４年(2022 年)６月１日付け経営第 359 号）

1　この通知は、令和４年(2022 年)６月１日から施行し、令和４年(2022 年) 4 月 1 日から適用する。

2　この通知の適用前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附　則　（改正令和５年(2023 年)６月１日付け経営第 267 号）

1　この通知は、令和５年(2023 年)６月１日から施行し、令和５年(2023 年)4 月 1 日から適用する。

2　この通知の適用前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附　則　（改正令和６年(2024 年)４月 22 日付け経営第 143 号）

1　この通知は、令和６年(2024 年)４月 22 日から施行し、令和６年(2024 年)4 月 1 日から適用する。

2　この通知の適用前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附　則　（改正令和７年(2025 年)５月９日付け経営第 257 号）

1　この通知は、令和７年(2025 年)５月９日から施行し、令和７年(2025 年)４月１日から適用する。

2　この通知の適用前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附　則　（改正令和８年(2026 年)４月８日付け経営第 78 号）

1　この通知は、令和８年(2026 年)４月８日から施行し、令和８年(2026 年)４月１日から適用する。

2　この通知の適用前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。